

22 日獣発第 101 号
平成 22 年 6 月 25 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

動物愛護週間関連行事褒賞に関する候補者の推薦について（依頼）

社団法人日本動物保護管理協会（以下「動管協」という。）においては、これまで、動物の愛護及び管理に関する法律第 4 条に規定する動物愛護週間に関連する行事の一環として動物愛護管理功労者をはじめとする各般の表彰事業を実施してきましたが、この度、本会が、動管協を吸収合併し、動管協の事務事業を承継したことに伴い、これらの表彰事業等の実施については、新たに日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程（以下「褒賞規程」という。）を制定し、同褒賞規程に基づく日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞事業（以下「褒賞事業」という。）として対処することとしたところです。

褒賞規程に基づき地方獣医師会から本会に対する褒賞候補者の具体的推薦手続き等に関する留意事項は下記のとおりですが、平成 22 年度の該当候補者がある場合には、別添の褒賞規程及び下記の留意事項をご覧のうえ、別紙様式（第 1 号～第 3 号様式）により、平成 22 年 8 月 31 日（火）（必着）までに推薦いただきたくお願いします。

なお、以上に伴い、これまで動管協が、「要綱」を設けて実施していた「動物愛護「私の意見」論文コンクール優秀者表彰事業」は推薦会員及び推薦数が少ない現状等から、本褒賞事業からは除かれるとともに、動管協が授与していた副賞は廃止され、本会からは動物愛護管理功労者表彰状及び動物愛護作品賞状のみを授与することとしたので、この旨、併せてご了知いただきたく申し上げます（褒賞規程第 5 条参照）。

記

1 団体の推薦に関する留意点

褒賞規程第3条第1号による団体の推薦にあたっては、褒賞に係る活動が将来にわたって継続する見込みがあることを考慮する。

2 推薦調書の様式

褒賞規程第4条第1項に定める「推薦調書」は、動物愛護管理功労者にあつては別記第1号様式とし、動物愛護作品の作文にあつては別紙第2号様式、図画・絵画にあつては第3号様式とする。

3 動物愛護作品(作文)推薦に関する留意点

褒賞規程第4条第1項に定める推薦のうち、「作文」の推薦にあたっては、1,200字以内の作品とし、推薦調書とともに当該作文(写であっても差し支えないこと。)を添付する。

4 動物愛護作品(図画・絵画)推薦に関する留意点

褒賞規程第4条第1項に定める推薦のうち、「図画・絵画」の推薦にあつては、推薦調書とともに当該図画・絵画のカラー写真(タテ89mm×ヨコ127mm、L判サイズ)を添付すること。またデジタルカメラ等で撮影した場合は、CD-R等に記録した電子ファイルで提出しても差し支えない。

5 動物愛護作品推薦数に関する留意点

褒賞規程第4条第2項第2号に定める動物愛護作品賞状推薦数は、原則として小・中学生の各学年それぞれ1作品以内とする。

6 推薦動物愛護作品の返却等

推薦調書とともに添付された動物愛護作品は、返却しない。

7 推薦の期日

褒賞規程第4条第1項に定める推薦調書は、平成22年8月31日(火)までに本会事務局必着とする。

8 褒賞の授与

褒賞規程第2条第2項に定める授与は、推薦のあったそれぞれの地方獣医師会会長に対して本会から送付し、地方獣医師会会長から受賞者に伝達するものとする。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野／四宮

TEL 03-3475-1695

日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程

(目的)

第1条 この規程は、日本獣医師会(以下「本会」という。)が、広く国民の間に命あるものとしての動物の適正な飼養が普及・推進されることを目的に、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号、以下「動物愛護管理法」という。)の規定により地方獣医師会が行う動物愛護週間行事等の行事において、本会会長が授与する動物愛護管理功労者(以下「功労者」という。)及び小学生・中学生を対象にした動物愛護作文、動物愛護図画・絵画(以下「動物愛護作品」という。)優秀者に対する褒賞に関する事項を定めるものである。

(褒賞の種類)

第2条 褒賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 日本獣医師会会長表彰状(以下「表彰状」という。)
 - (2) 日本獣医師会会長賞状(以下「賞状」という。)
- 2 表彰状は、次条第1項第1号に該当する者に、また、賞状は同項第2号に該当する者に授与するものとする。
- 3 次条第1項第1号に掲げる功績がある者として会長が特に認めた場合には、同条第1項の規定にかかわらず、本会の理事会(以下「理事会」という。)の承認を得て当該者に表彰状を授与できるものとする。

(褒賞の対象となる者)

第3条 前条第1項の褒賞の対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 功労者は、動物の福祉及び愛護の増進に貢献し、顕著な功績がある者として、動物愛護管理法に規定する動物愛護週間にちなんで第4条に基づき地方獣医師会会長から推薦があった者又は団体
 - (2) 動物愛護作品は、動物の福祉や愛護の増進に資するため、小・中学生が作成した作品として適当なもので、動物愛護管理法に規定する動物愛護週間にちなんで第4条に基づき地方獣医師会会長から推薦があったもの
- 2 前項第1号に該当する功労者は、原則として、次の要件の何れかを満たしている者又は団体とする。
- (1) 動物の福祉及び愛護の増進に関する普及、啓発活動に関し尽力し、かつ、その功績が顕著であると認められること。
 - (2) 動物の福祉及び愛護の増進のための指導、助言、支援活動に関し尽力し、かつ、その功績が顕著であると認められること。
 - (3) 動物の適正な管理と動物愛護精神の高揚に関し、特に他の模範となるような業績を上げたことと認められること。

3 第1項第2号に該当する動物愛護作品は、動物の飼育や動物とのふれあい等に関し、動物の福祉及び愛護の増進に資する上で優れた作品と認められるもの。

(褒賞候補者の推薦)

第4条 前条1項第1号及び第2号に基づく褒賞候補者の推薦(第2条第3項による理事会の承認した者を除く。)は、地方獣医師会会長が推薦調書を会長に提出して行わなければならない。

2 前項に基づく褒賞候補者の推薦数は、原則として次のとおりとする。

(1) 動物愛護管理功労者表彰状 1 地方獣医師会につき2名又は2団体以内又は1名・1団体以内

(2) 動物愛護作品賞状 1 地方獣医師会につき作文及び図画・絵画それぞれ9名(9作品)以内

(経費の負担)

第5条 褒賞に係る経費のうち、本会が作成する表彰状及び賞状に係る経費以外の経費については、推薦を行った地方獣医師会の負担とする。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則(平成22年3月24日制定、平成21年度第4回理事会承認)

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

推薦調書様式：別紙第1号様式

動物愛護管理功労者推薦調書

会員名 _____

氏名 または 団体名	(フリガナ)	性別	生年月日 または 設立年月日	年 月 日 (歳)
		男・女		
候補者 現住所	〒		職 種	
表彰状に記入 する年月日	平成 年 月 日 (特にご希望がない場合平成22年9月23日付けの表彰状を作成いたします。)			
行 為 または 業 績				
推薦理由				

※ いただいた個人情報は、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞事業のみに使用し、お名前や作品等は日本獣医師会雑誌や本会ホームページ等で公表をすることがあります。

推薦調書様式：別紙第2号様式

動物愛護作文優秀作品推薦調書

会員名

フリガナ 氏名		性別	生年月日	年 月 日
		男・女	年 齡	(歳)
候補者 現住所	〒		学校名 学 年	学校 (年)
題 名				
賞状に記入 する年月日	平成 年 月 日 (特にご希望がない場合平成22年9月23日付けの賞状を作成いたします。)			
講 評				
推薦理由				
参 考	(今回の応募総数)・・・() 点			

※ いただいた個人情報は、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞事業のみに使用し、お名前や作品等は日本獣医師会雑誌や本会ホームページ等で公表をすることがあります。

動物愛護図画・絵画優秀作品推薦調書

会員名 _____

フリガナ 氏名		性別	生年月日	年	月	日
		男・女	年齢	(歳)		
候補者 現住所	〒		学校名	学校		
			学年	(年)		
題名						
賞状に記入 する年月日	平成 年 月 日 (特にご希望がない場合平成22年9月23日付けの賞状を作成いたします。)					
講評						
推薦理由						
参考	(今回の応募総数)・・・()点					

※ いただいた個人情報は、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞事業のみに使用し、お名前や作品等は日本獣医師会雑誌や本会ホームページ等で公表をすることがあります。